

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

## 海草地域の減災に係る取組方針（第1期）

令和4年2月18日（第1期作成）

令和6年4月1日（第1期改定）

海草地域における大規模氾濫減災協議会

和歌山県、和歌山市、海南市、和歌山地方气象台、近畿地方整備局

---

---

## 目次

1.	はじめに .....	1
2.	本協議会の構成員 .....	3
3.	本協議会の地域の概要と主な課題 .....	4
3.1	本協議会の地域における主な災害 .....	4
3.2	本協議会の地域の主な河川の概要 .....	5
4.	現在の取組状況、課題 .....	6
5.	減災のための目標 .....	9
6.	概ね5年間で実施する取組 .....	10
7.	フォローアップ .....	15

---

---

## 1.はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

また、平成 28 年 8 月には台風 10 号等の一連の台風によって、多くの中小河川において氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」及び「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」について諮問がなされ、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申がなされた。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水の恐れのある市町村において、水防災意識社会を再構築する取組を行う協議会を設置することとし、国、県、沿川市及び気象庁を構成員とした「紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を平成 28 年 6 月に設立した。

平成 29 年 5 月には、水防法改正により、都道府県大規模氾濫減災協議会制度が創設され、県内では有田、日高、西牟婁、東牟婁の 4 地域で大規模氾濫減災協議会を創設したが、海草地域では、「紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」が拡大され、当協議会にて、県管理河川を対象とした取組を行うことになった。

また、近年には、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風など、毎年のように度重なる豪雨、台風による洪水被害を受け、気候変動よるリスクが顕在化してきた。気候変動による降雨量の増加等が懸念されることを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和 2 年 7 月に答申がとりまとめられた。そのため、これまで進めてきた「水防災意識社会」の再構築の取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえてあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で対応する「流域治水」への転換を進めることとなり、令和 3 年 1 月 27 日に「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う「亀の川、日方川、加茂川流域治水協議会」を設立した。

これまで海草地域では、「紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」と「亀の川、日方川、加茂川流域治水協議会」にてそれぞれ協議を行ってきたが、二級水系におけるそれぞれの取組を「亀の川、日方川、加茂川流域治水協議会」でまとめて協議することとし、「亀の川、日方川、加茂川流域治水協議会」の規約内容を改正し、名称も「海草地域における大規模氾濫減災協議会」（以下、「本協議会」という。）に改称した。

---

本協議会では、度重なる豪雨、台風における水害対応の状況とその課題を踏まえ、令和 8 年度を目処に、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項を抽出し、「海草地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）として令和 4 年 2 月 18 日にとりまとめた。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策及び流域治水に取り組み、毎年協議会を開催し、進捗状況のフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 5 条に基づき、海草地域（和歌山市、海南市）を対象に作成したものである。

---

## 2.本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれ構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成委員
和歌山市	市長
海南市	市長
和歌山地方気象台	台長
和歌山県 危機管理部 危機管理局	局長
和歌山県 農林水産部 農林水産政策局	局長
和歌山県 農林水産部 森林林業局	局長
和歌山県 県土整備部 河川下水道局	局長
和歌山県 県土整備部 都市住宅局	局長
和歌山県 県土整備部 港湾空港局	局長
和歌山県 海草振興局	局長
和歌山県 教育委員会 教育総務局	局長
和歌山県 教育委員会 学校教育局	局長
(オブザーバー) 国土交通省 近畿地方整備局 河川部	地域河川調整官

---

### 3.本協議会の地域の概要と主な課題

本協議会の地域は、本県の北部に位置し、和歌山市、海南市の紀の川水系の地域を除いた地域を対象とし、下記の図のとおりである。



本協議会の地域は2市で構成され、面積は約100km<sup>2</sup>で、本県の約2%を占めており、水位周知河川である亀の川、日方川、加茂川を含む12の2級河川を有し、河川整備計画等に基づく治水対策の推進と維持管理がなされている。

しかしながら、近年、頻発・激甚化する豪雨に備え、河川整備計画に基づく河川整備と、施設機能を上回る洪水であっても「犠牲者ゼロ」を実現するため、ハード・ソフト対策を一体的に推進する必要がある。

#### 3.1 本協議会の地域における主な災害

主な災害としては、亀の川流域では昭和51年9月の台風17号により浸水面積100ha以上、床上浸水約300戸、床下浸水約1800戸に及ぶ甚大な被害を受けた。日方川流域では昭和57年8月の豪雨により床上浸水85戸、床下浸水577戸の浸水被害を受けた。また、加茂川流域では、昭和36年の第二室戸台風では、下津町で半壊・全壊240戸、床上浸水523戸、床下浸水286戸の甚大な被害を受けた。また、昭和51年9月の台風17号では、床上浸水63戸、床下浸水255戸、浸水面積62haの浸水被害を受けている。

---

### 3.2 本協議会の地域の主な河川の概要

本協議会の地域における主な河川は以下のとおり

河川名	流域面積	流路延長	流域市	河川整備計画
亀の川	21.5km <sup>2</sup>	約 14km	和歌山市 海南市	亀の川水系河川整備計画 H22. 10. 14
日方川	12.0km <sup>2</sup>	8.0km	海南市	日方川水系河川整備計画 H25. 9. 10
加茂川	28.1km <sup>2</sup>	約 10km	海南市	加茂川水系河川整備計画 H21. 7. 27

#### 4.現在の取組状況、課題

平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月の台風10号等一連の台風に伴う水害において、多数の犠牲者が発生する要因の一つとなった、避難情報の発令の遅れや住民の自主的避難が十分でなかったこと、また十分な水防活動ができなかったことは、これまでの水害対策における課題を浮き彫りにした。

上記を鑑み、本協議会では洪水の浸水想定等のリスク情報を共有するため、各構成機関がそれぞれ又は連携して実施している現在の減災に係る取組状況及び課題を以下のとおり整理した。

##### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
想定される浸水リスクの周知について	○亀の川、日方川、加茂川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表している。 ○過去の浸水実績を整理し、ハザードマップ等で住民に周知している。	
	●水害リスク情報の空白域が存在している。	A
避難場所・避難経路について	○亀の川、日方川、加茂川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づく、ハザードマップを公表し、避難場所等を示している。 ○避難誘導に係る案内看板・誘導灯などは概ね整備されている。	
	●亀の川、日方川、加茂川以外の河川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表に伴うハザードマップの作成、避難場所・避難経路の見直しが必要である。 ●避難場所・避難経路の見直しに伴う避難誘導に係る案内看板・誘導灯等の検討が必要である。	B
避難情報の発令について	○避難情報の発令基準、「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」を策定・改定している。 ○避難情報の発令に着目したタイムラインを策定している。 ○洪水時の河川状況等を河川管理者と関係市が直接伝達するホットラインの取組を行っている。 ○水位周知河川の水位設定の検討・見直しを行っている。 ○水位到達情報について、一斉指令システム等により関係機関へ通知している。	
	●台風等の襲来に際し、事前の備えや出水への対応など、タイムラインの検証が必要である。 ●よりの確なタイミングで詳細な情報共有が必要である。	C

住民等への情報伝達体制や方法について	○防災行政無線のデジタル化を整備している。 ○緊急速報メール、ICTを活用した情報提供を行っている。 ○ウェブサイト、テレビで河川水位、カメラ映像、気象情報を提供している。 ○防災わかやまメールで河川水位情報を配信している。 ○防災ポータルアプリの開発している。	
	●よりの確なタイミングでの分かり易い情報提供が必要である。	D
避難誘導體制について	○避難行動要支援者名簿が作成されている。 ○要配慮者利用施設管理者等へ説明会等を実施している。 ○要配慮者利用施設を地域防災計画に記載している。 ○要配慮者利用施設への通知と避難確保計画の確認を行っている。	
	●避難行動要支援者の避難誘導體制が十分でない。 ●要配慮者利用施設における避難確保計画の早期策定が必要である。	E
防災に関する啓発活動について	○自治会単位での啓発活動、防災訓練を実施している。 ○出前講座を実施している。 ○「和歌山県防災教育の手引き」や、「防災ハンドブック」を作成し、防災教育を実施している。 ○避難対策ワークショップ運営の手引きを作成している。	
	●洪水災害に対する危機意識の更なる向上が必要である。	F

## ②水防に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
河川水位等の情報提供について	○ウェブサイト、テレビで河川水位、カメラ映像、気象情報を提供している。 ○水位到達情報について、一斉指令システム等により関係機関へ通知している。 ○防災わかやまメールで河川水位情報等を配信している。	
	●より詳細な情報共有が必要である。	G
水防体制について	○水防資機材の点検を毎年実施し、補充を行っている。 ○水防訓練を実施している。	
	●より円滑な水防活動を実施する必要がある。 ●水防団員が減少すると、十分な水防活動を行えない。 ●水門・樋門等の情報共有が出来ておらず、運用に支障を来す恐れがある。	H

庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○庁舎の耐水化は概ね実施している。	I
	○災害拠点病院との連絡体制が概ね確立されている。 ●想定最大規模の浸水時の防災機能確保の検討が必要である。	

### ③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○海草、那賀、伊都、西牟婁建設部にポンプ車を配備（県）している。	J
	●水害の頻発・激甚化に対して、排水機材や排水施設が不足・機能しない可能性がある。 ●水門、樋門等の操作規則が明確となっていない施設で、適切な操作ができない可能性がある。	

### ④被災後の早期復旧・復興に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
被災者支援について	○災害時気象支援資料、被災状況等の資料を提供している。	K
	●想定最大規模の浸水に対する有効性を確認する必要がある。	

### ⑤河川管理施設等の整備に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
河川管理施設等の整備状況について	○流下能力対策等の河川改修を実施している。 ○県管理河川に水位計・WEBカメラを設置している。 ○水防資機材倉庫は概ね整備されている。 ○排水施設（宮川ポンプ場）を整備している。	L
	●河川の計画規模に対し流下能力が不足している区間がある。 ●未整備区間の完成には時間・費用を要する。 ●現在の水位計、WEBカメラの設置箇所のみでは氾濫の危険性を正確に把握できない恐れがある。 ●想定最大規模の浸水に対する水防資機材倉庫の有効性の検討が必要である。	

---

## 5.減災のための目標

本協議会の地域は、治水安全度が未だに低く、大規模な浸水が生じた場合には、甚大な被害が発生する恐れがある。そのため、「円滑かつ迅速な避難」、「的確な水防活動」、「円滑かつ迅速な氾濫水の排水」を実現するため、各構成機関が連携して令和 8 年度までに達成すべき減災のための目標は以下のとおりとした。

### 【5 年間で達成すべき目標】

今後起こりうる大規模氾濫における本協議会の地域の住民の安全・安心をより確実なものにするため、「水害に強い地域」をつくるための水防災意識の更なる向上と、現在及び将来世代に確実に普及・継承することを目指す。

上記目標達成に向け、以下の項目を柱とした取組を実施する。

- (1) 洪水に対する意識の啓発及び普及
- (2) 避難時間の確保
- (3) 迅速・的確な行動の備え
- (4) 『流域治水プロジェクト』の実施状況のフォローアップ

## 6.概ね 5 年間で実施する取組

本協議会では、前述の「(1) 洪水に対する意識の啓発及び普及」、「(2) 避難時間の確保」、「(3) 迅速・的確な行動への備え」、「(4) 『流域治水プロジェクト』の実施状況のフォローアップ」を柱とし、各構成機関が今後 5 年間で実施していく取組内容を取りまとめるにあたり、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」等に示された実施すべき対策について、現在すでに取り組みられている内容やその取り組み時の課題・改善点を抽出するとともに、新たな取組が必要な内容についても、現在考えられる課題を整理した上でより実効性のある内容となるよう議論した。

各構成機関が実施する主な取組項目については、以下のとおりである。

### (1) 洪水に対する意識の啓発及び普及

#### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応	
想定される浸水リスクの周知について	・ 亀の川、日方川、加茂川以外の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表	令和 6 年度	和歌山県	A
	・ 想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域図の公表	令和 8 年度	和歌山市、海南市	A
避難場所・避難経路について	・ 想定最大規模の浸水想定区域図に基づく、ハザードマップの作成	令和 8 年度	和歌山市、海南市	B
	・ 分かり易く、利活用されるハザードマップの作成、周知に向けた検討	継続的に実施	和歌山市、海南市	B
防災に関する啓発活動について	・ 自治会単位での啓発活動の実施 ・ 避難対策ワークショップの実施 ・ 防災（水防）訓練の実施	継続的に実施	和歌山県、 和歌山市、海南市、 和歌山地方気象台	F
	・ 出前講座等の実施	継続的に実施	和歌山県、 和歌山市、海南市、 和歌山地方気象台	F
	・ 小中学校と連携した防災教育の実施	継続的に実施	和歌山県、 和歌山市、海南市、 和歌山地方気象台	F
	・ 住民一人一人の避難計画・情報マップ（マイ・タイムライン、マイ防災マップ）の作成促進	継続的に実施	和歌山県、 和歌山市、海南市、 和歌山地方気象台	F
	・ 共助（自主防災組織に対する支援・啓発）に関する取組事例の共有、取組強化	継続的に実施	和歌山市、海南市	F

(2) 避難時間の確保

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応	
避難情報の発令について	・洪水時の河川状況等を河川管理者と関係市が直接伝達するホットラインの取組	継続的に実施	和歌山県、 和歌山市、海南市	C
	・タイムラインの検証と改善	継続的に実施	和歌山県、 和歌山市、海南市、 和歌山地方気象台	C

②水防に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応	
水防体制について	・共同点検の実施（重要水防箇所及び水防資材の確認）	継続的に実施	和歌山県、 和歌山市、海南市、 和歌山地方気象台	H
	・水防資機材の整備	継続的に実施	和歌山県、 和歌山市、海南市	H
	・連絡体制の再確認と伝達訓練	継続的に実施	和歌山県、 和歌山市、海南市、 和歌山地方気象台	H
	・水防訓練の実施	継続的に実施	和歌山県、 和歌山市、海南市、 和歌山地方気象台	H
	・水防団体間の連携、協力に関する検討	継続的に実施	和歌山市、海南市	H
	・水門、樋門、排水施設等の確実かつ的確な運用体制の確保	継続的に実施	和歌山県、 和歌山市、海南市	H
	・水防に関する広報等、人材確保の取組	継続的に実施	和歌山市、海南市	H
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	・庁舎、災害拠点病院等との情報伝達体制の確立及び見直し	継続的に実施	和歌山県、 和歌山市、海南市	I

③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
排水施設、排水資機材の操作・運用について	・ 現況施設、保有資機材の情報共有	継続的に実施	和歌山県、和歌山市、海南市	J
	・ 水門、樋門、排水施設等の確実かつ的確な運用体制の確保及び点検・維持管理の実施	継続的に実施	和歌山県、和歌山市、海南市	J
	・ 排水ポンプ車、可搬式ポンプの配備に係る検討及び活用	継続的に実施	和歌山県	J

(3) 迅速・的確な行動への備え

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
避難場所・避難経路について	・ 避難場所等の安全対策及び周知のための標識の設置、避難誘導に係る案内板・誘導灯の検討、確認及び設置	継続的に実施	和歌山市、海南市	B
	・ 感染症防止対策を踏まえた避難所環境の整備と避難所開設訓練の実施	継続的に実施	和歌山県、和歌山市、海南市	B
	・ 感染症防止対策を考慮した避難所運営マニュアルの改定	継続的に実施	和歌山県、和歌山市、海南市	B
避難情報の発令について	・ 一斉指令システム等による水位到達情報の関係機関への通知	継続的に実施	和歌山県	C
住民等への情報伝達体制や方法について	・ 緊急速報メール、ICT を活用した情報提供	継続的に実施	和歌山県、和歌山市、海南市、和歌山地方気象台	D
	・ 防災ポータルアプリの周知	継続的に実施	和歌山県	D
	・ ウェブサイト、テレビで河川水位、カメラ映像、気象情報を提供	継続的に実施	和歌山県、和歌山地方気象台	D
	・ 防災わかやまメールで河川水位情報等を配信	継続的に実施	和歌山県	D
避難誘導体制について	・ 避難行動要支援者の個別計画作成の促進	継続的に実施	和歌山市、海南市	E
	・ 避難行動要支援者の参加する避難訓練の実施	継続的に実施	和歌山市、海南市	E
	・ 要配慮者利用施設の地域防災計画への記載・追加	継続的に実施	和歌山市、海南市	E

	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設への通知と避難確保計画の確認</li> <li>要配慮者利用施設管理者等へ説明会等を実施</li> </ul>	継続的に実施	和歌山県、和歌山市、海南市	E
	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間施設等（公設民営を含む）を活用した緊急的な避難先の検討</li> </ul>	継続的に実施	和歌山県、和歌山市、海南市	E

## ②水防に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応	
河川水位等の情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブサイト、テレビで河川水位、カメラ映像、気象情報を提供</li> </ul>	継続的に実施	和歌山県、和歌山地方気象台	G
	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位到達情報について、一斉指令システム等により関係機関へ通知</li> </ul>	継続的に実施	和歌山県	G

## ④被災後の早期復旧・復興に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応	
被災者支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模の浸水に対する、地域防災計画における被災者支援の確認、見直し</li> </ul>	継続的に実施	和歌山県、和歌山市、海南市、和歌山地方気象台	K
	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理計画の策定、見直し</li> </ul>	継続的に実施	和歌山市、海南市	K

## (4)『流域治水プロジェクト』の実施状況のフォローアップ

### ②水防に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応	
河川水位等の情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位計（水位計・量水標等）、河川監視用カメラの追加整備</li> </ul>	継続的に実施	和歌山県	G

### ⑤河川管理施設等の整備に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応	
河川管理施設等の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備計画等に基づく河川整備の推進（亀の川、日方川、加茂川）</li> </ul>	継続的に実施	和歌山県	L
	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位計（水位計・量水標等）、河川監視用カメラの整備</li> </ul>	継続的に実施	和歌山県	L

	・防災用資機材倉庫の整備	継続的に実施	和歌山市、海南市	L
	・想定最大規模の浸水に対する防災用資機材倉庫の有効性の確認	継続的に実施	和歌山県、和歌山市、海南市	L
流出抑制・内水対策について	・想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域図の公表	令和8年度	和歌山市、海南市	L
	・想定最大規模の雨水出水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成	令和8年度	和歌山市、海南市	L
	・下水道管渠の整備 ・雨水ポンプ場の増設・改築	継続的に実施	和歌山市、海南市	L
	・ため池の事前放流・低水位管理	継続的に実施	和歌山市、海南市	L
	・間伐による森林整備	継続的に実施	和歌山県	L
土砂・洪水氾濫への対策について	・砂防堰堤工、溪流保全工、法面工の整備	継続的に実施	和歌山県	L
	・保安林の適正な管理及び治山対策(山腹工、溪間工)の実施	継続的に実施	和歌山県	L
流域対策に関する取組について	・農業振興地域の農地転用の監視	継続的に実施	和歌山県、和歌山市、海南市	L
	・土地利用規制の検討	継続的に実施	和歌山県、和歌山市、海南市	L
	・まちづくりでの活用のための多段階の浸水想定区域図の作成	継続的に実施	和歌山県	L

---

## 7.フォローアップ

各機関の取組方針については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

そのため、適宜幹事会を開催し取組状況及び課題を共有し取組内容の進捗を図るとともに、原則として、本協議会を毎年開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて技術開発の動向等を収集した上で取組方針を見直すこととする。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。